

## 北海道後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

### 平成23年東北地方太平洋沖地震に被災された被保険者の方へ

平成23年3月11日の標記地震に被災された後期高齢者医療保険の被保険者の方については、下記のとおり対応いたします。

#### ■ 被保険者証などをお持ちでない方へ

被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、被保険者証などをお持ちでない場合、氏名、生年月日、住所を医療機関にお申し出いただくことで受診することができます。（受診する医療機関にお問い合わせください。）

なお、紛失された方は、後日、お住まいの市町村窓口にて再交付の手続きを行ってください。

#### ■ 保険料や医療機関への支払が困難な方へ

住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関への支払（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除又は徴収猶予を受けられる場合があります。また、年金から保険料を支払うことが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」による支払に変更することもできます。

詳しくはお住まいの市町村窓口にご相談ください。

#### ● お問い合わせ

○お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当課

または

○北海道後期高齢者医療広域連合

[住所] 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

[電話] 011-290-5601 [FAX] 011-210-5022

[電子メール] webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

[ホームページ] <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>